

公契約条例で相模原市独自の

このお仕事には「最低賃金」が定められています！

相模原市公契約条例

相模原市が発注する工事請負や業務委託に関する契約等において、作業される労働者の賃金の下限額を定め、一定の報酬を保障することで労働者の労働意欲を高め、事務や事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現を目指すものです。

条例では賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

平成29年度の労働報酬下限額

業務委託契約等・指定管理協定

時給 962円

工事請負契約

公共工事設計労務単価の90%

裏面一覧表のとおり

対象となる契約等

- (1) 予定価格1億円以上の工事請負
- (2) 予定価格500万円以上の業務委託等
(対象業種：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務、給食調理業務、データ入力業務、窓口受付業務 例外あり)
- (3) 市と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定(指定管理協定)
(指定管理者が締結する上記(2)と同様の契約等を含む)

対象となる労働者

- (1) 工事請負：裏面の職種で当該契約に係る作業に従事する者 一人親方も含みます。
- (2) 業務委託等：当該契約に係る作業に従事する者
- (3) 指定管理：当該施設の管理に係る作業に従事する者

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等の労働形態や雇用主が誰(元請または下請)かを問わず、賃金が支払われる方は、原則、対象となります。

【工事請負契約の労働報酬下限額】

(単位:円)

No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額(8H)			時給	日額(8H)			時給	日額(8H)
1	特殊作業員	2,565	20,520	18	さく岩工	3,038	24,304	35	左官	2,870	22,960
2	普通作業員	2,217	17,736	19	トンネル特殊工	3,173	25,384	36	配管工	2,262	18,096
3	軽作業員	1,553	12,424	20	トンネル作業員	2,600	20,800	37	はつり工	2,678	21,424
4	造園工	2,205	17,640	21	トンネル世話役	3,420	27,360	38	防水工	2,925	23,400
5	法面工	2,745	21,960	22	橋りょう特殊工	3,185	25,480	39	板金工	2,903	23,224
6	とび工	2,925	23,400	23	橋りょう塗装工	3,330	26,640	40	タイル工	2,430	19,440
7	石工	2,892	23,136	24	橋りょう世話役	3,590	28,720	41	サッシ工	2,690	21,520
8	ブロック工	2,667	21,336	25	土木一般世話役	2,667	21,336	42	屋根ふき工		
9	電工	2,453	19,624	26	高級船員	3,105	24,840	43	内装工	2,993	23,944
10	鉄筋工	2,768	22,144	27	普通船員	2,453	19,624	44	ガラス工	2,655	21,240
11	鉄骨工	2,745	21,960	28	潜水士	4,298	34,384	45	建具工	2,600	20,800
12	塗装工	3,015	24,120	29	潜水連絡員	2,925	23,400	46	ダクト工	2,250	18,000
13	溶接工	3,308	26,464	30	潜水送気員	2,880	23,040	47	保温工	2,363	18,904
14	運転手(特殊)	2,600	20,800	31	山林砂防工	2,870	22,960	48	建築ブロック工	2,510	20,080
15	運転手(一般)	2,217	17,736	32	軌道工	4,680	37,440	49	設備機械工	2,397	19,176
16	潜かん工	3,207	25,656	33	型わく工	2,768	22,144	50	交通誘導警備員A	1,553	12,424
17	潜かん世話役	3,792	30,336	34	大工	2,735	21,880	51	交通誘導警備員B	1,350	10,800

公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額の時給962円(日額7,696円)とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合

次のいずれかに申出をすることができます。

【申出先】

相模原市役所 契約課

住 所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (市役所本庁舎第2別館4階)

電 話：042-769-8217 FAX：042-769-5325

受注者である元請業者

申出したことを理由に、解雇、請負契約の解除等の不利益な取扱いを受けることはありません。

賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。

公契約条例のことを詳しく知りたい場合は、相模原市ホームページに掲載している「公契約条例の手引」をご覧ください。

お問い合わせは、相模原市企画財政局財務部契約課まで

